

別記様式第 11 の 2 (43 条の 9 関係)

戸越一丁目地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 行為の場所 品川区 戸越 一 丁目 番
- 行為の着手予定日 年 月 日
- 行為の完了予定日 年 月 日
- 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			平方メートル
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			平方メートル
		(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
		(iii) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
(iv) 高さ地盤面から _____メートル	(V) 用途:				
	(VI) 垣又はさくの構造:				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の述べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	平方メートル				

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

連絡先

住所	
氏名	電話 ()

戸越一丁目地区地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所
氏名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1. 当初の届出年月日 年 月 日
2. 変更の内容

3. 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
4. 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自筆で行う場合においては、押印を省略することができる。
3. 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

連絡先

住 所

氏 名

電話

()

届出には、「届出書」の他、行為に応じて次の図書の添付が必要です。

【添付書類】

	行為の種別	図面	縮尺	備考
①	②～⑥に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示
②	土地の区画形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域及びその周辺の公共施設の状況を表示
		設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示
③	建築物の建築 工作物の建設	配置図	1/100 以上	敷地・建築・延床面積が判断できるもの、敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示
		平面図	1/50 以上	各階のもの(工作物の場合には不要)
		立面図	1/50 以上	屋根及び外壁の色彩等を表示、2面以上
		断面図	1/50 以上	建築物の高さ、階高等を表示
④	建築物等の形態、 意匠の変更	配置図	1/100 以上	③に同じ
		立面図	1/50 以上	③に同じ
⑤	門若しくは塀、かき 若しくはさくの設置	配置図	1/100 以上	敷地内における門、かき等の位置を表示
		立面図	1/50 以上	
⑥	木材の伐採	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示
		施工図	1/100 以上	当該行為等の施工方法を表示
⑦	その他必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図など添付し適宜図面に表記ください。			

※ 「認定申請」する場合は、別途下記書類が必要です。

- | | | | |
|--------|----------|------------|--------------|
| ・認定申請書 | ・各階平面図 | ・土地登記事項証明書 | ・仕上表(外部・内部共) |
| ・案内図 | ・2以上の立面図 | ・公図 | ・整備計画図 |
| ・配置図 | ・2以上の断面図 | ・誓約書 | |

注) 詳しくは建築課にお問い合わせ下さい(認定申請の申請先は建築課になります)

【注意事項】

- 1、 行為に着手する30日前までに正・副各一部ずつ提出して下さい。
- 2、 区では、届出された計画が地区計画の内容に適合しているかどうかを審査します。
届出された計画が地区計画の内容に適合しない場合は、区長は設計変更等の指導・助言、勧告を行う場合があります。
- 3、 届出を行った内容を変更する場合には、「変更届出書」と変更内容に関連する図書を添付して提出して下さい。